

京都市告示第179号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年7月20日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上賀茂経84号線	北区上賀茂南大路町59番地の15地先から 同町59番地の17地先まで	旧	メートル 14.20	メートル 6.65 ~ 7.05
		新	14.20	6.10 ~ 8.20
上賀茂緯122号線	北区上賀茂南大路町59番地の17地先内	旧	2.40	6.80
		新	2.40	6.80

(建設局土木管理部道路明示課)